



平成 29 年度

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会

総 会



日 時：平成 29 年 5 月 7 日（日）

14：00～17：00

会 場：県立倉吉体育文化会館

次 第

- | | |
|---|-------|
| 1 開会 | 14:00 |
| 2 会長あいさつ | |
| 3 来賓あいさつ | |
| 4 議長選出（副会長） | |
| 5 報告事項 | 14:15 |
| (1) 全日本アドバイザー連合会・中四国アド・県民会議の状況等について（会長） | |
| (2) その他 | |
| ○2月全日本アド講習について（西上さん） | |
| 6 議案審議 | 14:30 |
| (1) 平成28年度活動の総括・事業報告並びに収支決算について
（監査報告） | |
| (2) 平成29年度活動方針（案）・事業計画（案）・収支予算（案）について | |
| ・研修計画（初級講座の実施）について | |
| ・「子どもが伸びるチャンスを活かす活動」の具体的方策は？ | |
| 県アドとして、県・市町村民会議として、団体では？ | |
| (3) その他 | |
| ・役員改選 + 担当（便り・HP） | |
| 7 議長解任 | 16:30 |
| 8 その他 | |
| 9 閉会 | 17:00 |
| 10 懇親会 | 17:30 |



第1号議案 平成28年度運動の総括と事業報告について

はじめに

平成28年度は、全日本アド連結成20周年、わが会の生みの親である青少年育成国民会議結成50周年の記念すべき年にあたった。又、鳥取県民会議も創立50周年を迎え会長ほか多くのアド会員が年間を通じて各種事業に参画し、記念式典でも重要な役割を果たしたことは意義深いものがあった年である。平成28年度運動方針にそって振り返り総括すると共に、事業計画に沿ってその実績を報告する。

I 28運動の総括

1 青少年育成の基本目標について

本会結成20周年、昭和41年国民会議結成の際の決意文の趣旨を本会の基本目標として再確認した。会員意識の中に目標を明確に示した意義は大きい。しかし、全会員理解のもとで運動推進ができたとは言いきれず、今後とも、会員への定着と関係者への啓発が必要である。

2 現状の認識と課題について

(1) 青少年を取り巻く社会

「人づくり（我づくり）を積み上げて社会（地域）づくり、国づくりを」のローガンの重要性が啓発できたものと考え、会員個々に理解が浸透する所までには至っていない。我が鳥取県も全国同様に急激な変化を遂げ続けており、全般的な傾向は同様である。今後とも、青少年を取り巻く社会の姿を我々なりに把握し、それを運動の原動力としながら、対応策を講じることは重要であると考え。

(2) 青少年の現状について

私達なりに、青少年問題とは何かを明確に示し、それを少しでも解消するため、新しく「子どもが伸びるチャンスを活かそう」と家庭や地域社会の取り組みを提唱した意義は大きい。しかし、本会のみならず、県・市町村民会議での運動とはならず、今後とも家庭や地域の中における課題を明確に持ち、それを我らの運動の柱とする必要がある。

(3) 組織の現状について

今日、我が会の会員数は余り変化していないが、参加者が固定化する傾向にあり、不参加傾向の会員への働きかけやどのような活動が求められているかを検討する必要がある。しかし、養成講座に新たに1名参加され、今後の入会が期待される。今後とも全日本講座への派遣と入門講座の充実により、仲間を増やす必要がある。

(4) 青少年育成運動の経過について

今年度は、県民会議結成50周年を迎え、記念大会を開催し、企画から運営、更に記

念誌発刊に至るまで、本会会員が重要な役割を果たし続けた意義は大きいものがある。今後の50年を見据えた運動の再構築が必要であることを強調してきたが、事業の消化が中心となり、市町村民会議と一体となった県民運動の再構築や本会の提唱する運動を取り入れていただくまでには至っておらず、今後の課題となっている。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割について

役割を明確に示す事ができたが、その理解が、本会会員には徐々にしか進んでいないような現状である。今後ともアドとしての自覚を高め、自分の中でのアド運動の優先順位をアップし、周囲にその役割を更に理解して頂けるよう、自己研鑽に励み、実践することが重要である。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成について

昨年度から、入門編（仮称入門コース）・認定編（全日本コース）の2段階で養成を図ることとなった。

我が鳥取県においては、入門講座の充実を図り、まずは、県内の仲間を増やす努力が不可欠で、その修了者を全日本に派遣する体制の確立を図ることが急務と考える。

(7) 子供・若者育成支援推進法との関係について

この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定要望運動を継続し、県選出の国会議員へハガキによる要望を行った意義は大きい。今後は、関係団体とも連携し、運動を強化する必要がある。

3 重点運動方針に関する総括

(1) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進をします。

「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動に取り組んだが、中々受け入れてもらえないのが現状である。市町村民会議への働きかけも弱いものがあり、今後の課題である。特に本年度から乳幼児とその保護者・関係者も県民運動に参画しており、一層、この運動の啓発を強化する必要があります。

(2) 鳥取県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。

1) アドバイザー自身の活動を見直す。

①引き続き、県アド連（協）の活動はこのままでよいか？新しい運動に取り組めないかを研修会で真剣に検討し、一定の方向を見出すことができた。今後は、この検討結果に基づいて具体的な活動・事業を実践することが必要である。可能な限り29年度事業に反映したいものである。

2) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図る

①多くの会員が県民会議や市町村の委員として参画している状況にある。

本会が提唱している「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」や「ありがとう一日100回運動」などの具体的な取り組みを更に提唱・推進する必要がある。

②組織・運動の見直しを検討することについては、市町村民会議の熱い組織の壁の中で、中々見直しできていない。今後、他町村も注意しておく必要もある。

- ③ シールや缶バッジを作成して「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進し、本会も購入・活用に努めた。

3) 県アド協と県民会議との連携強化を図る

- ① 県民会議に、会長が常任委員、数名のアドが推進委員として、創立50周年記念式を始め、各種議事業に積極的に参画した。新しい運動については、今後の課題。
- ② 県民会議も「青少年健全育成基本法」の制定に向かって運動を起こすよう、提言したが、結局、県民会議としての運動にはできなかった。今後、働きかけが必要。

(3) 会員の資質を高め、組織の連帯を強化し、会員の拡大と活性化に努めます。

1) 後継者養成講座の実施

- ① 県独自での養成講座を従来の研修会を改編して実施することとしていたが、検討しただけにとどまった。来年度に向けて具体的な計画を作る必要がある。
- ② 講座の財源・実施場所の検討についても、①と同様である。

2) 広報に関する検討

- ① ホームページは、清水さんの尽力により、更新が続けられているが、情報の提供が課題である。また、会員の活用意識の向上も課題であり、関係者への周知・啓発も必要
- ② 「アドバイザーだより」、今年も芳村さんの尽力により継続発刊され、HPにもアップ

3) NPO 法人化の検討

鳥取県協議会の NPO 法人化についても検討を始め、様々な問題が明らかになってきた。今後とも、継続して問題解消に向けた方策を検討する必要がある。

II、事業報告

1) 会議の開催

① 総会

期日 平成28年6月4日 場所 上井公民館

② 役員会の開催～29年4月23日～倉吉体育文化会館～総会議案の準備

2) 研修会の開催

会員資質の向上と仲間を増やすために、研修会を開催する。

- ・ 第1回～7月31日 ・ 第2回研修会（中四国補導センター研修大会で会長の講演があり、県民会議の推進指導員研修会と兼ね、研修参加～ 鳥取さざんか会館
- ・ 第3回研修会～12月3日 ・ 第4回研修会～2月5日
- ・ 初級アド養成講座の開催

3) 関係会議・研修会への参加

① 県民会議への参加

総会～5月25日 とりぎん文化会館

- ・ 県民大会～29年3月12日～倉吉未来中心～山本・西浦受賞。西浦司会担当。植嶋～大会メッセージ朗読
- ・ 常任委員会2回、委員会2回・育成環境部会4回・50周年記念誌実行委員会2回

② 全日本並びに中四国ブロックアド連への参加

○全日本関係

- ・第20回総会ならびに研究大会への参加

6月17・18日～東京 国立青少年総合センター～会長、西上、新川

- ・アド養成講座への参加

2月17～19日～東京 国立青少年総合センター～会長・西上・新規・竺原晶子さん

- ・理事会・専門委員会への参加4回

- ・その他 近畿ブロック研修会、宮城県アド養成講座に参加～会長

○中四国関係

総会並びに研究大会への参加～28年5月21日～広島市で開催・山本・清水参加

中国・四国ブロック研修会～H28.10.28～29～高知市で開催・会長と清水参加

その他～香川さん丸亀市議会議員選挙応援 ～山本、清水

④ その他～内閣府関係事業への参加

- ・中央研修会H28.への参加～会長が参加11.28～29 東京で会長出席

4) 広報・啓発事業と組織網の整備

①「アドバイザー便り」の発行・・・広く活動を紹介。年2回発行し、HPにも掲載した。

②鳥取県アドバイザー協議会ホームページの活用

運動方針や事業計画、全日本の情報等もあわせて掲載して、ページの充実を図った。

③会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

全日本の作成する銀色の会員バッチの購入を申し込む。アドバイザーの認知度を高めるため作成された名刺のデータが示されたが、今後の活用が期待される。

⑤「ありがとう」運動缶バッチの作成と活用

会員自ら実践するため、シール・缶バッチを作成配布し、その自覚と啓発活動を推進した。

⑥ のぼり旗の作成と活用～士気高揚と啓発を図るため。県10本購入希望した。

⑦「青少年健全育成基本法」の制定要求運動の継続

県として、国会議員へのハガキによる要望活動を実施した。

⑦講師・指導者の受け入れ

全日本がアドの実践活動奨励と会員意識高揚を図ることを目指して「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動を行うため、この受け入れを検討する。

⑧情報連絡網の整備

全日本の計画に呼応して、県の総会資料を提供すると共に、連絡網整備のため、各会員名簿を整備して、可能な範囲で活用する。

5) 表彰を行う

20回記念大会特別表彰として、山本・田中が受賞。全日本会長表彰に森岡受賞。

平成28年度事業実施報告

事業名	実施時期	実施場所	事業内容
中四国青少年育成アドバイザー総会	5/21	広島市 東区 区民文化センター	平成27年度事業報告決算、 平成28年度事業計画予算
全日本ﾌﾞｯｼﾞ連理事会	4 /15・16	東京オリセン	総会・研究大会内容協議
青少年育成県民会議総会	5/25	とりぎん文化会館	平成27年度事業報告決算、 平成28年度事業計画予算
第1回役員会監査会	6/4	上井公民館	総会について協議
総会	6/4	上井公民館	平成27年度事業報告決算、 平成28年度事業計画予算
全日本ﾌﾞｯｼﾞ総会・研修会	6/17-18	東京青少年オリンピックセンター	平成27年度事業報告決算、 平成28年度事業計画予算
第1回研修会	7/31	倉吉体育文化会館	研修、協議
中四国研究大会	10/17	高知市	研修、協議
第2回研修会	11/17	鳥取さざんか会館	研修(中ブロ少年補導センター 連絡協議会研修会を兼ねる)
第3回研修会	12/3	上井公民館	今後の県民会議、全国会議の 在り方について
第4回研修会	H29, 2/5	上井公民館	今後のﾌﾞｯｼﾞ協議会の在り方協議
全日本ﾌﾞｯｼﾞ養成講座	2/17-19	東京オリセン	養成研修～竺原・山本・西上
ﾌﾞｯｼﾞﾊﾞｲﾀﾞｰ通信発行	随時		会員の活動状況について発信
HP更新			

【その他】

- 「青少年健全育成基本法」国会議員への葉書にて要望

平成28年度 鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 決算書

収入の部

単位:円

科目	H28年度予算額	H28年度決算額	増減額	備考
繰越金	38,163	38,170	7	
会費	45,000	45,000	0	3,000 × 15名
助成金	45,000	45,000	0	県民会議より
雑収入	15	0	△15	貯金利息 0円
計	128,178	128,170	△8	

支出の部

単位:円

科目	H28年度予算額	H28年度決算額	増減額	備考
謝金	10,000	5,000	△5,000	研修会等講師への謝金
旅費	60,000	55,000	△5,000	全日本アドバイザー会等研修会
庁費 小計	30,000	17,400	△12,600	
消耗品費	0	332	332	封筒代
印刷製本費	5,000	3,946	△1,054	アドバイザー通信、例会資料
通信運搬費	10,000	4,980	△5,020	「アドバイザー通信」送料他
借料損料	5,000	5,000	0	例会会場費
会議費	10,000	3,142	△6,858	例会時のお茶代
負担金	13,000	13,000	0	県民会議、全日本・中・四国アド会
予備費	15,178	0	△15,178	
計	128,178	90,400	△37,778	

収入総額 128,170 円

支出総額 90,400 円

残金 37,770 円

* 残金はH29年度に繰越します

会 計 監 査 報 告 書

平成 28 年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会の会計監査について下記の
とおり報告します。

記

監査年月日 平成 29 年 4 月 23 日（日）

監査場所 県立倉吉体育文化会館

監査結果

平成 28 年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会の会計を監査した結果、証票、諸帳簿、通帳等、整理されており、決算書のとおり間違いのないことをご報告いたします。

平成 29 年 4 月 23 日

監査委員 万 木 秋 弘

監査委員 田 中 貫 一

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会
会 長 山 本 邦 彦 様

第2号議案 平成29年度運動方針及び事業計画について

はじめに

社会は急激に変化を続けており、その社会を写す鏡が青少年であるが、様々な問題が指摘されている。これら次代を担う青少年の問題は我が国の将来に係ることであり、この解決が国民的課題と言われる所以であり、青少年健全育成基本法の制定や国民運動の再興を強く願う理由がここにあります。

全ての国民は、青少年が社会の一員として、自分の未来について夢と希望を持ち、地域の未来を創造し、国の在り方を見つめて、その実現を目指して努力する心情を育て、それが実現できるような環境づくりを進めていく義務と責任があると考えます。

我々は、育成運動が目指してきたものと運動の経過を踏まえて、青少年の現状と課題を明らかにし、我らアドバイザーの役割を再認識しながら、今後、新たな育成運動を展開するため、この運動方針と事業計画を定めるものであります。

I 平成29年度運動方針

1 青少年育成の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。

青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とする。

2 現状の認識と課題

(1) 青少年を取り巻く社会

- ①経済最優先の競争社会
- ②自由・平等・平和を理念とする民主主義社会。
- ③国際化・情報化・技術化社会
- ④少子・高齢化・過疎化（都市集中）・核家族化社会。

～社会の強い影響を受けるのが青少年であり「青少年問題は社会の鏡」である。～

(2) 青少年の現状

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、**貧困の連鎖も明らかになり**、家庭生活や地域コミュニティーが大きく変化しています。

この影響を受けて、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会

性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめを原因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課題が多くあります。

(3) 組織の現状

他の団体や役職で活動している人がいて、組織的な独自活動が弱いのが現状である。一方、高齢化等により、会員が増加しない現状がみられる中、全日本の養成講座によって、新しい会員を仲間に入れ、アドバイザー資格者が増え、今後が期待されます。

(4) 青少年育成運動の経過

国民運動の目標を実現するため「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定等、長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。

これらの状況を把握し、見直しながら、より成果の上がる運動に発展させるため青少年の育成を中心に据えた町づくり・国づくりを進めることが重要な課題である。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っています。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ② 青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織を支援し運営基盤づくりや青少年育成に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。
- ③ 青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④ その他、育成課題解決のため行政や関係団体との連携を図ること。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成・派遣

まずは私たちの仲間を増やすため、県の地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを作り、(仮称)初級アドバイザーの養成に努め会員拡大に努めます。また、全日本養成講座へ派遣し、仲間と後継者を育成していきます。

(7) 「青少年健全育成基本法」制定への取り組み

また、平成22年4月「子若法」が施行され7月に「子ども若者ビジョン」策定され、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定について、全日本と協力しながら取り組みを進めていきます。

3 重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、新しい運動への取り組みを啓発しその実践に取り組みます。

- (1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- (2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。

- (3) 県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- (4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

{具体的な内容}

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。

1) アドバイザー自身の活動を見直します。

① 自分はアドバイザーとして何を実践しているのかを見つめ直し、自分に占めるアドバイザーとしての位置を高め、活動の優先順位を高めます。

まずは、自分の中に占めるアドの位置を高めます。これを自覚する為にも、まずは、優先してアド関係事業や会議に参加すると共に名刺に「青少年育成アドバイザー」を印字し、自己アピールをします。(アド共通の台紙。パスワードは adomeishi201608)

2) 県アド活動の現状を見つめ直し、運動の活性化に努めます。

県一強調運動の推進～各県アドが最も力を入れる運動を一つ決める

⇒ (案) 子どもの貧困に由来する「子ども食堂」について学ぶ

(2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を継続して推進します。

・スローガン～「子どもが伸びるチャンスを活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～子ども達が、家庭・地域・社会の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践するよう支援することを、育成運動の重点とします。

(3) 県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。

① アド自身が県・市町村民会議に参画し組織・活動現状把握し、課題を提言します。

② 社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。

③ 「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と実践をします。

④ 従来からの組織・運動の見直し活性化方策の提案に努めます。

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

青少年の育成は国家的な義務であり責任であるとする全日本として「基本法」の制定運動を進めてきている。今後、県・市町村議会議員への要請や、必要があれば「地方議会への陳情書」提出を検討します。

4 県としての課題の取り組みと運動の継続

(1) 隣のおじさんおばさん運動

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることにあります。そのために挨拶や良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションや、見守り活動を地域に広めていきます。

(2) 子ども・若者の居場所づくり

子ども・若者が気軽に集い話し合える場が少なくなり、自宅でケータイ・スマホ・ゲームなどにはまりこむ傾向があります。また、コミュニケーションの能力の希薄化が課題となっています。古民家や空き商店街、公民館や交流館等できるところで

居場所を考えていくことについて研究していきます。

(3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

ネット社会が青少年に及ぼす影響を啓発し、ペアレンタル・コントロールの必要性を訴えるため、県内関係団体や全日本アドと協力し運動を推進します。

II、事業計画

本会は活動方針のもとに、次の事業により活動を展開します。

(1) 主催事業

- ① 総会 期日：平成 29 年 5 月 7 日（日） 場所：県立倉吉体育文化会館
- ② 研修会 9. 12. 2 月開催予定（初級講座を兼ねる）（1 2 月県民会議との合同研修会）

(2) 参加事業

- ①全日本アドバイザー連合会
 - ・ 総会ならびに研究大会 期日：平成 29 年 6 月 25～26 日 場所：岐阜市
 - ・ 後継者養成講座 期日：平成 30 年 2 月 23～25 日 場所：国立オリセン
- ②中四国アドバイザー連合会
 - ・ 総会 期日：平成 29 年 5 月 20 日 場所：高松市
 - ・ 研究大会（未定）
- ③ 県民会議・市町村民会議
 - ・ 県総会 平成 29 年 5 月下旬予定 鳥取市
 - ・ 市町村民会議 5～7 月頃 随時開催
 - ・ 県青少年推進指導員研修会 1 2 月頃予定
- ④ その他
 - ・ 内閣府主催
 - 中央研修会 平成 29 年 11 月 27. 28 日 場所：東京・国立オリセン
 - 中四国ブロック研修会期日：平成 29 年 10 月 26 日 場所：とりぎん文化会館

(3) 広報・啓発活動の活用

- ①会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用
- ②「ありがとう」運動缶バッチ・シールの作成と活用
- ③のぼり旗の活用
- ④「全日本アド連たより」全日本アド連ホームページを県として活用

(4) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続

- ・ 県・市町村議会への議会議決要請について検討する

(5) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の派遣要請検討

アドの実践活動奨励と会員意識高揚を図ることを目指し「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動の指導者派遣要請について、検討する。

(6) 全日本表彰に会員を推薦する

平成29年度事業実施計画

事業名	実施時期	実施場所	事業内容
中四国青少年育成 アドバイザー総会	5/20	香川県高松市	平成28年度事業報告決算、 平成29年度事業計画予算
全日本ﾌﾞｯｼﾞ連理事会	4月	東京オリセン	総会・研究大会内容協議
青少年育成県民会 議総会	5/24	とりぎん文化会館	平成28年度事業報告決算、 平成29年度事業計画予算
第1回役員会監査 会	4/23	倉吉体育文化会館	総会について協議
総会	5/7	倉吉体育文化会館	平成28年度事業報告決算、 平成29年度事業計画予算
全日本ﾌﾞｯｼﾞ総会・研 修会	6/25-26	岐阜県岐阜市	平成28年度事業報告決算、 平成29年度事業計画予算
第1回研修会	9月	倉吉市内	研修（アド養成講座）、協議
中四国研究大会	10/26	鳥取市	講演等（内閣府主催）
第2回研修会	12月	倉吉市内	研修（青少年推進指導員研修 会を兼ねる）（ﾌﾞｯｼﾞ養成講座）
第3回研修会	平成30 年2月中 旬	倉吉市内	研修（アド養成講座）
全日本ﾌﾞｯｼﾞ養成講座	2/23～ 25	東京オリセン	養成研修
ﾌﾞｯｼﾞﾊﾞｲｻﾞｰ通信発行	随時		会員の活動状況について発信
HP更新			

平成29年度 鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 予算書(案)

収入の部

単位:円

科目	H29年度予算額	H28年度予算額	増減額	備考
繰越金	37,770	38,163	△ 393	
会費	42,000	45,000	△ 3,000	3,000 × 14名
助成金	45,000	45,000	0	県民会議より
雑収入	0	15	△ 15	貯金利息 0円
計	124,770	128,178	△ 3,408	

支出の部

単位:円

科目	H29年度予算額	H28年度予算額	増減額	備考
謝金	10,000	10,000	0	研修会講師謝金等
旅費	60,000	60,000	0	他県での研修会旅費補助
庁費 小計	30,000	30,000	0	
消耗品費	0	0	0	
印刷製本費	5,000	5,000	0	アドバイザー通信印刷
通信運搬費	10,000	10,000	0	「アドバイザー通信」送料、例会案内
借料損料	5,000	5,000	0	会場費
会議費	10,000	10,000	0	会議 お茶等
負担金	13,000	13,000	0	全国・中・四国アド会、県民会議
予備費	11,770	15,178	△3,408	
計	124,770	128,178	△3,408	

1

役員

役 職	旧 役 員 (H27. 4. 1～H29. 3. 31)	新 役 員 (H29. 4. 1～H31. 3. 31)
会 長	山 本 邦 彦	山 本 邦 彦
副 会 長	西 浦 公 子	西 浦 公 子
副 会 長	井 上 廉 女	万 木 秋 弘
監 事	田 中 貫 一	井 上 廉 女
監 事	万 木 秋 弘	西 上 洋 治
事務局長	新 川 裕 二	新 川 裕 二
幹 事	東 邦 子	東 邦 子

広報担当 芳 村 恵 子

HP担当 清 水 成 眞

2 平成29年度 研修について

(案1) 初級講座兼ねる (入門コース (会員交流) +子ども食堂関連)

(時間設定 講座①13:30-14:30 講座②14:40-17:00)

第1回 (「アドの役割」 会長 or 会員での意見交換)

+ (下記第1回内容) + 情報交換会

第2回 (「青少年の理解と育成」 最近の子どもの現状と育成の現場から)

+ (上記第2回内容) 【兼県民会議・推進指導員研】 + 情報交換会

第3回 (「青少年行政や関係法規」 ～県民会議・事務局長)

+ (上記第3回内容) + 情報交換会

(案2) (子ども食堂関連)

第1回 (「子どもの貧困」の現状と国・県の対策について)

～講師：県・市町村の関係者、 + 情報交換会

第2回 (「子ども食堂」の取り組みの現状と課題)

～講師：「子ども食堂」主催者代表 + 情報交換会

第3回 (アドバイザーとして、関係者へ何をアドバイスできるのか)

～アド会員で協議～ + 情報交換会

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、鳥取県青少年育成アドバイザー協議会という。

2 この会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、次のことを目的とする。

- (1) 地域の青少年健全育成活動に対する支援
- (2) 会員の資質の向上と、活動の場の拡大
- (3) 会員相互の情報交換と親睦
- (4) 青少年育成アドバイザーの地位の確立と向上

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関する事業
- (2) 情報交換及び交流に関する事業
- (3) 会報の発行
- (4) その他、この会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 この会は、次の者を会員とする。

- (1) (社) 青少年育成国民会議から認定された「青少年育成アドバイザー」
- (2) 国民会議が実施する「青少年指導者のための通信教育」の受講生

2 この会を退会しようとする者は、その意思を会長に申し出する。

(役員及び役員会)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 事務局長1名
- (4) 幹事1名

(5) 監事2名

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(顧問及び特別会員)

第6条 この会に顧問及び特別会員を置くことができる。

(役員を選任)

第7条 役員は総会で選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、役員会の要請があれば、会長はこれを招集しなければならない。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画と予算に関する事項
- (2) 事業報告と決算に関する事項
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他、重要事項

(会計)

第9条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) その他の収入

2 会費の額については、総会で決定する。

第10条 この会の会計年度は4月1日に始まり3月31日で終わる。

付則

この規約は、平成6年4月9日から施行する。